

ヤングケアラー、知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている「子ども」のことです。

ヤングケアラーは、一見ふつうの子どもたちです。まわりが気づき、声をかけ、手を差し伸べることが大切です。

ヤングケアラー
特設サイト▶



ヤングケアラーが抱える問題の例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気を抱える家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーが抱える問題

子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが。

本来なら、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、友人との何気ない時間、将来のことを考える時間…など

これらの子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話をしなければならない状況になります。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがあります。

ヤングケアラーかなと思ったら

子どもたちは誰に相談すればよいか分かりません。また、自分がヤングケアラーになっていることに気づいていないこともあります。子どもの気持ちに寄り添い、「元気？」「困っていることない？」など、声をかけをお願いします。心配な状況にいる子どもを見つけた時には、相談窓口へご連絡ください。

相談窓口

■ 児童相談所相談専用ダイヤル
☎ 0120-189-783
(24時間 365日)



■ 敦賀市子ども家庭相談室
☎ 22-8223
(平日8:30~17:15)



子ども向け

■ 福井県中高生のための悩み相談窓口SNS (LINE相談)



■ 24時間子供SOSダイヤル
☎ 0120-0-78310



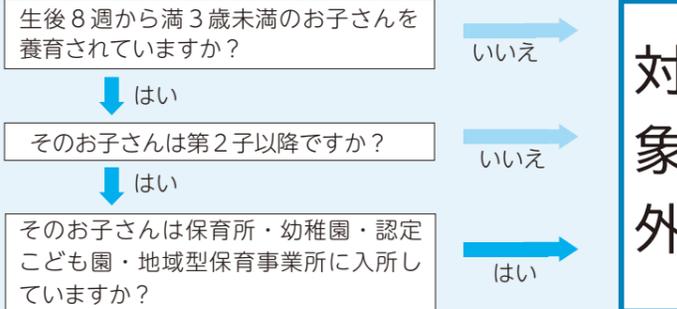
問い合わせ先 子育て政策課 ☎22-8223

家庭育児応援手当 令和6年9月から所得制限が撤廃されます

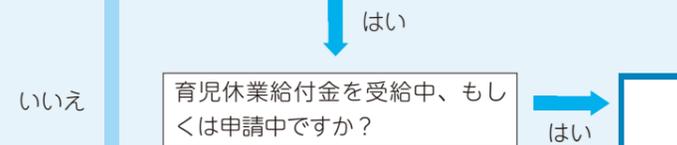
家庭での育児を望んでいる世帯が、安心して育児を行える環境を整えるため、在宅で育児をしている家庭に家庭育児応援手当を支給します。

(対象世帯の2人目以降のお子さん1人あたり月額1万円)

家庭育児応援手当 対象者確認チャート



申請される方および、その配偶者の方は、常勤・自営業・パートタイム・アルバイトなどの勤務をされていますか？(育児休業中の方を含む)



- 申請される方とその対象のお子さんが敦賀市内に住居登録がある
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない
- 暴力団員や公序良俗に反する者でない(配偶者も)

はい → 申請ができる可能性があります。子育て政策課まで申請、お問い合わせください。

■ 原則、児童手当受給者が申請者となりますが、児童手当受給者が別居されている場合は、お子さんと同居されている養育者が申請してください。

申請時提出書類

■ 敦賀市家庭育児応援手当支給認定申請書兼請求書 ※

- 申請者・申請者の配偶者および児童の健康保険証の写し
- 振込先口座の通帳の写し
- 育児休業給付金受給申請状況証明書 ※
- 戸籍謄本(本市の住民基本台帳で続柄などが確認できない場合)
- 市町村民税の所得割額に関する証明書(市民税の所得割合算額が本市で確認できない場合)

※ 市HPで様式をダウンロードできます▶



支給時期(申請翌月分から支給対象)

- 年3回 ▶ 6月(1~4月分)
▶ 10月(5~8月分)
▶ 2月(9~12月分)

問い合わせ先
子育て政策課 ☎22-8125

第2子保育料無償化 【手続き不要】

これまで年収640万円未満相当世帯が無償化の対象となっていました。令和6年9月からは、世帯年収に関わらず、第2子の保育料が無償となります。

■ 利用料以外に実費として徴収される費用(給食費・行事費・通園送迎費など)は、無償化の対象外です。

問い合わせ先
保育課 ☎22-8126